

○触法少年事件に係る押収物の還付公告後の措置要領の制定について(通達)
(平成 20 年 12 月 19 日岡少第 340 号/岡会第 517 号警察本部長例規)

改正 平成 22 年 3 月岡 令和 3 年 1 月 12 日岡少第 16 号、岡会第 18 号、岡生企第 17 号、岡地第 20 号、
務第 260 号 岡刑企第 17 号、岡交企第 24 号、岡公第 5 号
令和 5 年 5 月 30 日
岡少第 142 号

各部長
首席監察官
総務調整官
各所属長

このたび、少年法(昭和 23 年法律第 168 号)第 6 条の 5 第 2 項の規定により準用する刑事訴訟法(昭和 23 年法律第 131 号)第 499 条に規定する触法少年事件に係る押収物について、別添のとおり触法少年事件に係る押収物の還付公告後の措置要領を制定したので、適正に運用されたい。

別添

触法少年事件に係る押収物の還付公告後の措置要領

1 趣旨

この要領は、触法少年事件に係る押収物(以下単に「押収物」という。)について、所有者その他還付を受けるべき者(以下「所有者等」という。)の所在が分からないときに行う還付に関する公告(以下「還付公告」という。)の後における当該押収物の適切な管理、取扱い等を図るため、還付公告後の措置その他手続に関して必要な事項を定めるものとする。

2 準拠

押収物の還付公告後の措置については、犯罪捜査規範(昭和 32 年国家公安委員会規則第 2 号)第 113 条第 1 項及び岡山県警察少年警察活動要綱の制定について(平成 19 年 11 月 30 日岡少第 376 号、岡生企第 1042 号、岡刑企第 453 号、岡交企第 403 号、岡公第 101 号例規)に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

3 還付公告期間中における留意事項

還付公告期間中の押収物は、証拠物件としての性質を失わないことから、触法少年事件に係る証拠物件取扱保管要領の制定について(通達)(平成 19 年 12 月 20 日岡少第 399 号、岡生企第 1107 号、岡刑企第 481 号、岡交企第 423 号、岡公第 115 号例規)の規定により適正に保管すること。

4 還付等の請求への対応

警察本部所属長及び署長(以下「署長等」という。)は、押収物の所有者等から還付又は仮還付(以下「還付等」という。)の請求を受けたときは、次の事項に留意し対応するものとする。

- (1) 押収物の所有者等が還付等を請求することができる期間は、公告をしたときから6か月以内(還付公告期間及び同期間末日の翌日から起算して6か月以内をいう。)であり、これを経過した場合はその物件は県に帰属するものとする。
- (2) 押収物を還付等するときは、触法少年又はぐ犯少年に係る事件の調査に関する書類の様式について(通達)(平成19年11月30日岡少第377号、岡刑企第454号例規。以下「様式通達」という。)に規定する還付請書(様式第15号)又は仮還付請書(様式第16号)を徴した上で引き渡すものとする。

なお、記名のない押収物その他所有者等が判明しない押収物を還付等するときは、還付等の相手方が正当な権利者であることを確認した状況について調査報告書を作成し、その経緯を明らかにしておくものとする。

5 廃棄等

押収物の廃棄又は換価(以下「廃棄等」という。)の要領は、次のとおりとする。

(1) 廃棄

ア 価値のない物は、4の(1)の期間内であっても、署長等の判断により廃棄することができる。

なお、当該期間内に押収物を廃棄するときは、様式通達に規定する廃棄処分書(様式第36号)を作成すること。

イ 特定の個人を識別することができる情報が記録されている押収物を廃棄する場合において、紙類についてはシュレッダーによる裁断処理を、磁気等記憶媒体については物理的な破壊処理を行った上で、法令に基づき廃棄物の処理の許可を受けている業者と契約を交わし処理を委託すること。

(2) 換価

危険を生じ、滅失し、又は破損するおそれがあるなど保管に不便利な物については、4の(1)の期間内であっても、署長等の判断により売却し、現金に換えて保管することができる。

なお、当該期間内に押収物を換価するときは様式通達に規定する換価処分書(様式第37号)を作成すること。

(3) 廃棄等する場合の留意事項

ア 4の(1)の期間内に所有者等から還付等の請求を受けた場合において、既に当該押収物を(1)又は(2)の規定により廃棄等をしたときは、当該請求者に対し、法令に従い廃棄等をした旨、廃棄等の理由その他必要な事項を十分に説明し、廃棄等への理解、事後の調査等に対する協力を求めるものとする。

イ 押収物の廃棄等をするときは、必ず立会人を付して、その状況を写真撮影その他適切な方法により記録化し、その経緯を明らかにしておくこと。

ウ 売却による代金は、当該押収物と同一視すべきものであることから、当該代金は相手方に還付するものとする。

6 県帰属の手続

署長等は、押収物のうち少年法(昭和23年法律第168号)第6条の5第2項の規定により県に帰属したものは、速やかに県知事若しくはその委任を受けて収入を決定する者又は物品の取得、管理及び処分の権限を有する者に対し、保管金品県帰属調書(様式)を添えて引き継ぐものとする。

7 文書の保存

保管金品県帰属調書の控えを作成の上、作成した所属において3年間保存するものとする。

様式

保管金品県帰属調書

[別紙参照]